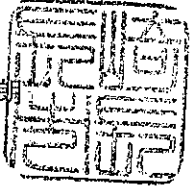


公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月3日

長崎市長 鈴木 史朗



## 1 業務の概要

### (1) 業務名

電子調達システム等構築業務

### (2) 業務内容

電子調達システム等構築業務に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和10年1月31日（月）まで

### (4) 履行場所

指定場所

### (5) 構築予算額

100,000,000円（消費税相当額を含む。運用経費は含まない。）

## 2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等入札参加資格者名簿の「コンピュータシステム設計・開発」の業種に登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 長崎市電子調達システム等構築（業務）特定審査委員会（以下「特定審査委員会」という。）の委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有

利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

(8) ISO27001又はプライバシーマークを取得していること。

(9) 電子入札システム（一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する電子入札コアシステムを利用したもの）と連携する電子調達システム等（入札参加資格申請、業者管理、契約管理、入札情報サービス、成績評定又は電子契約のいずれかの機能を有するシステム）を、元請（複数企業による連合体（コンソーシアム）の場合の構成員も含む。）として過去10箇年以内に都道府県、特別区、政令指定都市又は中核市に導入（更新含む）する契約を締結し、誠実に履行した者であること。

### 3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に（2）の担当課まで連絡するものとする。

#### (1) 説明書の交付期間

公告日から令和8年5月15日（金）午後5時まで

（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

#### (2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町4番1号市役所10階

長崎市財務部契約検査課（電話：095-829-1160（直通））

### 4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

#### (1) 参加表明書の提出期限

令和8年4月15日（水）午後5時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

#### (2) 参加表明書の提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3（2）の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。

また、電子メール又はファクシミリによる提出も可とするが、提出期限までに契約検査課に電話で連絡し到達を確認すること。

ア 公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

ウ 「2 提案資格」の（8）を証明する書類の写し及び（9）を確認できる書類

#### (3) 参加表明書の提出場所

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号市役所10階

長崎市財務部契約検査課（電話：095-829-1160（直通））

E-mail：keiyaku@city.nagasaki.lg.jp

ファクシミリ：095-829-1129

## 5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和8年4月17日（金）

## 6 説明書等に対する質問に関する事項

### (1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。電話等による照会には応じない。

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

### (2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

### (3) 質問書送信先

長崎市財務部契約検査課（電話：095-829-1160（直通））

E-mail：keiyaku@city.nagasaki.lg.jp

ファクシミリ：095-829-1129

### (4) 質問に対する回答

令和8年4月24日（金）午後5時までに質問を取りまとめ、質問回答書により提案資格を満たす者全てに直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

## 7 提案書の提出期限、場所及び方法

### (1) 提案書の提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

### (2) 提案書の提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、(3)の場所に持参（事前連絡すること。）、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。（電子メールおよびファクシミリによる提出は受け付けない。）

なお、郵送又はその他宅配の方法により提出した場合には、その旨を電話により連絡すること。

### (3) 提案書の提出場所

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号市役所10階

長崎市財務部契約検査課（電話：095-829-1160（直通））

## 8 ヒアリングの実施

### (1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が10者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、10者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

### (2) ヒアリング予定日：令和8年5月26日（火）及び令和8年5月27日（水）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

## 9 受託者の決定

### (1) 提案書等の評価による「技術点」と「価格点」の合計点が最も高い者を受託者として決定する。

（「技術点」を600点、「価格点」を200点とし、800点満点とする。）

ただし、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 構築費が、構築予算額を超える場合

イ 機能要件対応確認書に記載の要件を満たさない場合

ウ 技術点が300点未満の場合

なお、評価点が最も高い者が複数いる場合は次のとおり受託候補者を決定する。

① 技術点が高かった提案者を受託候補者とする。

② ①において技術点が同点の場合は、価格点が最も高い者を受託候補者とする。

③ ②において価格点が同点であった場合は、別途日程を決めくじ引きにより受託候補者を決定する。

(2) 評価基準

ア 技術点 (配点600点)

提出された提案書及びヒアリング等により下表のとおり評価する。

項目		評価の視点	配点	
組織評価	履行実績	電子入札システム（一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する電子入札コアシステムを利用したもの）と連携する電子調達システム等（契約管理、業者管理、成績評価、電子契約、入札参加資格申請又は入札情報サービスのいずれかの機能を有するシステム）を、過去10箇年以内に都道府県、特別区、政令指定都市又は中核市に導入（更新含む）した業務の履行実績 ※実績提出は3件まで	16	48
	担当予定者	電子入札システム（一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する電子入札コアシステムを利用したもの）と連携する電子調達システム等（契約管理、業者管理、成績評価、電子契約、入札参加資格申請又は入札情報サービスのいずれかの機能を有するシステム）を、過去10箇年以内に都道府県、特別区、政令指定都市又は中核市に導入（更新含む）した業務の従事経験者の配置	32	
実施方針等	業務理解度	本業務の仕様書の目的に沿った具体的な提案の優位性 〈仕様書の目的（契約事務の効率化及び事業者の利便性向上）に沿って実現したいこと〉 ・市及び事業者の入札契約事務をより効率化したい。 ・帳票類などの簡易な改修や消費税率などのパラメータ設定について、職員で容易に変更できるようにしたい。（プログラム改修費不要で行いたい。） ・各案件の進捗管理をしやすくしたい。 ・OS等のサポート期限切れに伴う更新、システム改修時及びランニングの費用をおさえたい。 ・電子入札システムと円滑に連携したい。	80	112
	実施体制	実施体制の妥当性。	16	
	実施手順	全体スケジュールの妥当性。各工程（要件定義、設計、製造、テスト、データ移行、データ連携など）の実現方法の具体性	16	
システム機能	操作性	初心者においても直感的に操作ができる。見やすい画面配置や機能的なメニュー構成の優位性	80	120
	進捗管理	入札参加資格申請、入札・契約案件や成績評価の個別の案件について、手続きや処理の進捗状況を一目で把握できる。	40	
セキュリティ対策	機密性（許可された者のみ利用可）	情報が許可された利用者のみ適切にアクセス制御され、通信や保存には暗号化などにより不正利用や漏えいから保護される対策が講じられているか評価する。	40	120
	完全性（システム内容の正確かつ完全な状態で保持）	情報やシステムの内容が正確かつ完全な状態で保持され、不正な改ざんや誤操作による変更が検知・防止される対策が講じられているか評価する。	40	
	可用性（システムの必要なときに利用可能）	情報やシステムが必要な時に利用可能な状態であり、災害や障害発生時にも迅速な復旧・冗長化などにより継続して利用できる対策が講じられているか評価する。	40	
運用保守	システム稼働時間	システム稼働時間の長さ（仕様書で指定する稼働時間※以外の時間（夜間・休日）の稼働） 【※仕様書で指定する稼働時間：平日8：30～21：00】	16	64
	障害対応	障害検知の方法、検知から障害認定までの時間、障害認定から対応までの時間、緊急の場合の時間外対応、市への連絡体制	32	
	データメンテナンス対応	データ修正、年度切替・人事異動情報の取込作業支援、帳票修正作業支援、データ抽出作業支援	16	
運用支援	ヘルプデスク	ヘルプデスク（事業者問い合わせ電話窓口）の設置（電子契約システム以外）の可否 【※仕様書：ヘルプデスク設置は電子契約システムは必須。本市からの問い合わせ対応は全システム必須】	16	56
	システム改修対応	システム改修の規模により保守契約内で対応できる範囲（保守契約内で対応可能な改修規模、年間の保守対応工数上限）	40	
継続性	OS等バージョンアップ対応	5年以上使用する場合のOS・ミドルウェア・ブラウザのサポート期限満了に伴うバージョンアップが必要な場合の費用負担の有無	32	48
	システム機能強化	どの程度の機能強化をどのくらいの頻度で行うのか。ユーザである自治体等からの機能強化の要望がどの程度反映されるのか。	16	
提案自由	便利機能（必須機能以外）	本業務に有益な機能についての提案内容 （例：ユーザ認証（GビズIDの活用、パスワード再発行機能など）、事業者へのお知らせ（プッシュ通知など））	32	32

イ 価格点（配点200点）

「参考見積書」に記載された提案価格に基づき、令和8年度から令和9年度の構築費、及び令和10年1月の運用開始から5年間の運用経費の合計で次のとおり評価する。

価格点（小数点以下四捨五入）＝（最低見積価格／提案価格）× 価格点200

※提案価格：構築費+運用費（5年）

※総事業費本市見込：188,000千円

＝構築費（100,000千円）+運用費（5年 88,000千円）

※構築費については構築予算額（100,000千円）以内であること。

(3) 委員名

区分	所属	職名	氏名
委員長	財務部	部長	藤田 庄三
委員	契約検査課	課長	平山 大輔
委員	DX推進課	課長	太田 良雄
委員	情報統計課	課長	菖蒲 浩
委員	契約検査課	専門官	山田 純一
委員	契約検査課	主任	畑尻 直美
委員	契約検査課		本嶋 太貴
委員	検査指導室	係長	山口 進

(4) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和8年6月5日（金）（予定）に通知する。

(5) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 支払条件

年度支払区分 令和8年度 0%  
令和9年度 100%（部分払1回可）

12 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示すること

とがある。

- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
  - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
  - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

#### 担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号市役所10階

長崎市財務部契約検査課

電話：095-829-1160 ファクシミリ：095-829-1129

E-mail: keiyaku@city.nagasaki.lg.jp

